

教育相談～スクールカウンセラーとの連携～（1月）

教育相談業務は、教員が学校生活の中で児童生徒と関わる上で、不可欠な業務であり、児童生徒を理解し教育する上でとても大切なことです。中学校学習指導要領解説（特別活動編）によれば、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である」とされています。

すなわち、教育相談とは児童生徒または保護者の多種多様な相談内容に対して、全ての教員が様々な時と場所において行うものになります。

今回は、学校における教育相談の利点と課題について紹介し、課題を解決するための一つとしてスクールカウンセラーとの連携についても紹介したいと思います。

1 学校における教育相談の利点

（１）早期発見・早期対応が可能

教員は日頃から、児童生徒と「学校」という同じ場で生活しています。そのため、児童生徒自身の様子や、家庭環境、成績など多くの情報を得ることができ、問題が大きくなる前にいち早く気付くことができます。専門機関では、本人や親が自発的に相談に来るのを待つことになるので、問題が大きくなってから対応することが多くなります。一方で、学校での教育相談であれば、小さな兆候（サイン）をとらえることができるので、深刻な状態になる前に早期に対応することが可能です。

（２）援助資源が豊富

学校には、学級担任をはじめ、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど様々な立場の教職員がいます。最近では、スクールソーシャルワーカーが配置される学校も増え、社会福祉的な視点からの見立てや支援も可能になりました。学校には、このように一人の児童生徒をめぐる、様々な立場の教職員が多様に関わることができるので、児童生徒にも様々なアプローチを行うことができます。

（３）連携が取りやすい

学校には、上記のような様々な立場の教職員がいますが、どの教職員も学校という同じ場所にいるため、すぐに連携を取ることができます。また、困難な問題を解決するためには、相談機関、医療機関、児童相談所などの福祉機関、警察などの刑事司法関係の機関など外部との連携が必要になってきます。このような外部との連携においても、学校という公的機関であることが利点となり、連携が取りやすいことが挙げられます。

2 学校における教育相談の課題

(1) 児童生徒が直面する問題の多様化

社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑多様になっており、親や教員だけでは解決できないことも多くなっています。こうした多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対しては、教員だけではなく、スクールカウンセラー、児童精神科医や小児科医、福祉機関などの専門家、法律問題に対応する司法関係の専門家などとの日頃からの連携が望ましいです。

(2) 実施者と相談者が同じ場にいることによる難しさ

教育相談における面接では、児童生徒と教員の人間関係を反映しがちです。場合によっては、児童生徒が教育相談の場面において「この人は自分についての知識を持っている」などと感じ、安心して相談する気持ちを妨げることもあるかもしれません。このような場合には、スクールカウンセラーなどの多様な援助資源を活用し、児童生徒が中立的と感じやすい者が教育相談を行えるよう校内で連携を図ることが大切になります。

(3) 指導的な関わりをする教員が教育相談を行う場合の葛藤

学級担任や生徒指導担当者などが教育相談を行う場合には、児童生徒に対して指導的な関わりを持たなければならない立場と、教育相談の実施者としての立場という一見矛盾した役割を同時に担うことを求められます。このような場面では、児童生徒がそのような問題を起こさざるを得なかった背景への理解を深め、その気持ちを受け止めるとともに、問題の指導も行う必要があります。しかし、実際には一人が同時に行うことは容易ではないかもしれません。やはり、学級担任や生徒指導担当者などが一人で抱え込まずに、多様な援助資源を活用できるという学校の利点を生かした対処を図ることが必要になります。

教育相談の課題を解決するためには、教員だけが児童生徒の問題を抱えるのではなく、学校の中の多様な援助資源を活用していくことが大切です。今回は、援助資源の一つであるスクールカウンセラーと具体的にどのように連携していくのか、例を交えながら紹介します。

3 スクールカウンセラーとの連携

(1) スクールカウンセラーとは

近年、学校現場では、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、様々な問題が生じています。スクールカウンセラーは、そのような児童生徒や保護者の抱える悩みや不安を受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、配置されています。

スクールカウンセラーの職務

1 不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等

- (1) 児童生徒及び保護者からの相談対応
- (2) 学級や学校集団に対する援助
- (3) 教職員や組織に対するコンサルテーション
- (4) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

2 不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助

- (1) 児童生徒への援助
- (2) 保護者への助言・援助
- (3) 教職員や組織に対するコンサルテーション
- (4) 事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）』平成 29 年 1 月 文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議から一部抜粋

(2) スクールカウンセラーの役割

① 児童生徒や保護者に対する援助

まず求められるのは、児童生徒や保護者に対する援助です。実際に、不登校やいじめ、非行傾向などの様々な問題を抱える児童生徒や保護者への個別アセスメントや効果的なカウンセリングを実施し、成果を挙げています。

(例)・不登校から引きこもり傾向になった児童生徒に対して、スクールカウンセラーが平日の昼に訪問カウンセリングを実施することによって、一緒に相談室まで登校できるようになった。

・自分の子どもとどう関わればいいのか分からないと不安を感じている保護者に対して、カウンセリングの中で一緒に子どもへの対応を考えていくことで、保護者の不安を軽減することができた。

② 教員に対する援助

教員に対する援助については、具体的な例をいくつか挙げます。

(例)・校内の教育相談会議などにスクールカウンセラーが出席することで「個を大切に」「背景を理解する」などの臨床心理学的な視点が広がり、教員の児童生徒理解の幅を広げることができた。

・スクールカウンセラーの助言から、「子ども用抑うつ尺度※」などを実施し、より深く児童生徒の置かれている状況や問題点を理解することができた。

- ・スクールカウンセラーが、知能検査や発達検査などの結果の見方を研修で実施し、児童生徒への理解を深めることができた。
- ・スクールカウンセラーが、いじめによって表れる身体症状やいじめのチェックリストを研修で公開し、それに基づき教員が児童生徒の様子を観察した結果、いじめを早期に発見し対応することができた。

※「子ども用抑うつ性尺度」とは・・・

子どものうつ病のスクリーニングテストであり、子どもを理解するのに助けになるツール

③ 外部機関との連携

スクールカウンセラーは、学校での勤務の他に、他機関に勤務している場合があります。例えば、スクールカウンセラーが学校の他に医療機関でも勤務している場合には、早い段階で児童生徒を病院に紹介することもできるかもしれません。このように、スクールカウンセラーが持つ関わりや知識などを組織的に共有し、活用することも重要です。

(例)・スクールカウンセラーが病院との繋ぎ役になることで、学校での援助や留意点について、精神科医から貴重な助言を得ることができた。

(3) スクールカウンセラーと上手に連携するために

学校にスクールカウンセラーが入ったからといって万能ではありません。教職員とスクールカウンセラーの連携が不十分なケースや、学校におけるスクールカウンセラーの役割が理解されていないことにより、組織的な活用が十分になされていないケースなどもあります。このようなことが起こる要因としては、校内の教育相談体制や連絡体制が不十分であることなどが挙げられます。また、スクールカウンセラーは、非常勤職員で常に学校にいないわけではない（相談体制は1校あたり平均週1回）ので、窓口となる組織や教員の存在が重要になります。スクールカウンセラーの活用は、校内の教育相談体制の状況にかかっていることを知っておくことが大切です。

児童生徒の問題に対しては、教員だけが抱えるのではなく、スクールカウンセラーを含む様々な教職員で抱えることが大切になります。そのためには、様々な立場の教職員と情報共有をしたり、校内の連絡体制を整備したりする必要があるので、時間がかかるように感じることもあるかもしれません。しかし、様々な立場の教職員が力を合わせて児童生徒の問題に向き合うことが、問題の早期解決や早期対応に繋がるといえます。

引用・参考文献

『生徒指導提要』文部科学省

『中学校学習指導要領解説（特別活動編）』文部科学省

『児童生徒の教育相談の充実について～生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり～（報告）』平成 19 年 7 月 文部科学省 HP

『児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）』平成 29 年 1 月 文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議